

[参考]

財団法人長崎市体育協会寄附行為(抜粋)

(目 的)

第3条 この法人は、長崎市におけるスポーツの普及・振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 加盟団体の育成強化と連絡調整に関するこ

(2) スポーツ大会及びスポーツ教室の開催に関するこ

(3) スポーツ大会への選手の派遣に関するこ

(4) 指導者の資質の向上に関するこ

(5) 市民の健康・体力つくりに関するこ

(6) スポーツに関する市民の相談に関するこ

(7) スポーツの調査研究及び広報活動に関するこ

(8) スポーツ功労者の表彰に関するこ

(9) 市営スポーツ施設の管理運営の受託に関するこ

(10) その他目的を達成するために必要な事業

地 方 自 治 法

第221条第3項 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払いを保証し、又は損失保償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

第243条の3第2項 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

地 方 自 治 法 施 行 令

第152条第1項 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 1 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- 2 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している民法第34条の法人及び株式会社

第173条第1項 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画および決算に関する書類とする。

財団法人長崎市体育協会設立までの経過

長崎市におけるスポーツの普及・振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的とする法人の設立計画に基づき、平成2年3月28日財団法人長崎市体育協会設立発起人会を開催し、関係議案の議決を経て同年12月7日長崎県教育委員会に設立の許可を申請し、同年12月17日付で設立を許可されたので同年12月21日財団法人の設立登記を完了し、事務所を長崎市桜町6番3号に置き発足した。

その後、平成9年5月10日に事務所を長崎市魚の町5番1号に移転した。

平成25年度

(財)長崎市体育協会役員名簿

役職名	氏名	選出区分	所属団体
顧問	五貫淳		前会長
顧問	前田英昭		前副会長
顧問	松尾千秋		前副会長
会長理事	中島章一郎	競技団体	市テニス協会会長
副会長理事	石井通義	競技団体	市ハンドボール協会会長
理事長	吉田恒雄	競技団体	市ボート協会会長
専務理事	金子和生	学識経験者	市体育協会事務局長
理事	松尾求	競技団体	市水泳連盟会長
理事	川村豊彦	競技団体	市バスケットボール協会副会長
理事	永山学而	競技団体	市体操協会会長
理事	江頭明	競技団体	市ラグビーフットボール協会理事長
理事	荒木修治	競技団体	市バドミントン協会理事長
理事	渡辺雄児	競技団体	市ライフル射撃協会会長
理事	青木信之	体育推進団体	市ボールルームダンス連盟会長
理事	前田昌博	体育推進団体	市綱引連盟常任理事
理事	浅田五郎	体育推進団体	市テコンドー協会会長
理事	中村信昭	校区体育団体	三重地区体育会副会長
理事	宮城直泰	学識経験者	日本体育協会公認スポーツドクター
理事	小原達朗	学識経験者	長崎大学教育学部教授
理事	上野一郎	学校体育団体	市中学校体育連盟理事長
理事	三浦喜和	スポーツ少年団	市スポーツ少年団指導者協議会会長
理事	富永佳彦	市民生活部	市市民生活部スポーツ振興課長
監事	寺井等	競技団体	市陸上競技協会理事長
監事	濱浦美子	体育推進団体	市スポーツバトン協会理事長